

日本生殖医学会  
会員の皆様へ

**注意喚起：ART 施設実施責任者が専門医を更新できなかった際には ART 施設の登録が抹消され、保険適用を受けた ART 医療を行うことが出来なくなります。ART 施設実施責任者は自分の責任で専門医の更新をきちんと行ってください。**

平素より日本産科婦人科学会（以下、本会）の運営に多大なるご支援を賜りまして、誠に有難うございます。

以下を確認いただき、十分ご注意の上、

患者に不利益が被る可能性があることですので、各自の責任できちんと専門医の資格更新を行ってください。専門医の資格更新は日本専門医機構の判断であることをご理解いただけると幸いです。

以下の規則により本会の ART 登録施設実施責任者は産婦人科専門医であることが必須であり本会 ART 登録施設でなければ、ART に関しての保険適用を受けることはできません。さらに、本会 ART 登録施設の登録が抹消された場合は、ART そのもの（保険・私費にかかわらず）の実施が認められないことのご理解をお願いいたします。

規則：

- 見解（生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解）  
実施登録施設が配置すべき人員の基準  
2) 生殖補助医療の実施登録施設における実施責任者の要件 ①日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であり、……（今後の予定：2023.6の総会で日本産科婦人科学会認定を削除し、産婦人科専門医のみに改訂予定、）。
- 見解（生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解）  
ART 実施施設登録の申請および審査の留意点  
（2）実施責任者および実施医師③実施責任者に異動が生じた場合には、遅滞なく報告する。実施責任者の条件を満たす医師が欠ける場合には、その欠員が充足されるまで実施を停止する。
- 保険適用の要項：（8）日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設であること。

**※令和5年の専門医更新受付期間は、4月1日～5月31日です。**

公益社団法人日本産科婦人科学会  
理事長 木村 正  
臨床倫理監理委員会 委員長 三上幹男  
同 副委員長 鈴木 直  
登録調査小委員会委員長 片桐由起子  
中央専門医制度委員会 委員長 関沢明彦  
地方連絡委員会 委員長 渡利英道